

添付資料（2）

御宿台利用管理規則に係わる合意書

平成13年3月22日付の御宿台利用管理規則（以下規則という）の改訂に当たり、利用者の代表である御宿台区運営委員会（以下甲という）と、事業者である西武鉄道株式会社（以下乙という）、及び管理者である西武不動産販売株式会社（以下丙という）とは、規則の運用等について次のとおり合意した。甲・乙・丙は本書3通を作成し、それぞれ1通づつ保有する。

1. 合目的性及び協議の原則

規則は利用者の利便と御宿台の良好な環境の維持を目的として定められ、この目的を実現するために必要な業務が行われる。また、規則の運用と執行は甲と丙の協議にもとづき実施される。

2. 管理業務内容の情報開示

丙が行う管理業務は必要に応じて開示される。管理費、特別管理預託金、共用施設利用保証金の年次の予算及び実績については、毎年次毎に説明、協議が行われる。

3. 管理費について

管理費の変更は中長期的な予測にもとづき甲と丙が協議し検討される。

4. 特別管理預託金（以下預託金という）について

- (1) 丙は利用者から預かった預託金を乙に預託する。金利等については<別紙>の1、のとおり。
- (2) 平成13年3月21日までに利用者が支払った特別管理充当金の預託金への繰り入れについては<別紙>の2、のとおり。
- (3) 預託金による支払いを必要としたときは、<別紙>の3、にもとづき行う。
- (4) 預託金で実施すべき大規模修繕等が発生し、その費用が預託金の現残高を超える金額であり、かつ未販売宅地が残存している場合には、乙は未販売宅地相当分の預託金を一時負担する。

5. 共用施設の未成工事について

- (1) 汚水処理施設の第3系列は必要が生じた時に乙が設置する。
- (2) 当初予定した3ヶ所に集会所を設置する計画を廃止し、現在の集会所の隣接区画に集会所建物を増設することで完了とする。

6. 土地管理費について

販売済宅地の管理は土地管理費と共用施設利用保証金の運用金利で賄われるが、平成14年3月までは費用超過分を管理費で支出する。また、平成14年4月以降については甲と丙で協議する。

7. 利用者の代表

利用者の代表は甲であるが、必要な場合は別荘利用者、土地所有者、法人等を加えた拡大委員会とする。以上

平成13年3月22日

甲： 利用者代表：千葉県夷隅郡御宿町御宿台210-13
 御宿台区区長、同運営委員会会長 鈴木 正也 印
 乙： 事業者： 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1
 西武鉄道株式会社 不動産部 部長 小島 優 印
 丙： 管理者： 東京都新宿区西新宿1-6-1
 西武不動産販売株式会社 リゾート営業部
 部長 岡野 啓三 印

別紙

- 合意書4、(1)の預託金については当分の間無利子とする。ただし、市中銀行における1年定期預金金利が2%を越えたときは、甲・乙・丙の協議により、別途取扱いを定める。
- 合意書4、(2)における特別管理充当金の預託金への繰入は次のとおり。

平成12年3月31日までの特別管理充当金の合計251,200,000円から、平成5年に実施したCATV大規模修繕工事代16,500,000円を差し引き、これに定期預金金利相当の利子を付した額260,608,011円、及び平成12年4月1日から、平成13年3月21日までの額に、定期預金相当の利子を付した額5,102,448円の合計額265,710,459円を、管理者である西武不動産販売株式会社から事業者である西武鉄道株式会社に特別管理預託金として預託する。

- 合意書4、(3)は、規則第26条第2項に定める目的のために、預託金による支払いを必要とする事由が生じた場合に、甲・乙・丙が協議のうえ、乙が預託金から必要な額を払い出し実施するものとする。以上

預り書

御宿台運営委員会、西武鉄道株式会社、西武不動産販売株式会社とで平成13年3月22日付締結の「御宿台利用規則管理規則に係わる合意書」第4項(1)に基づき、利用者からの預託金として平成13年3月22日、西武不動産販売株式会社から金265,710,459円也（下記内訳のとおり）をお預かりいたしました。

平成13年3月22日

御宿台区区長、同運営委員会会長 鈴木 正也 殿
西武鉄道株式会社 不動産部長 小島 優 印

記

	内 訳
個人	200,000円 × 549件 = 109,800,000円
法人	300,000円 × 432件 = 129,600,000円
金利	3件 = 11,800,000円
特別修繕費	昭和63年—平成12年度分 31,010,459円 平成5年CATVアンテナ移設工事代金 —16,500,000円
合 計	265,710,459円